

令和3年度原子力規制委員会  
第64回会議議事録

令和4年2月9日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第64回会議

令和4年2月9日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド案
- 議題2：廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド案
- 議題3：原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討の進め方
- 議題4：バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について
- 議題5：原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との意見交換の進め方案

○更田委員長

それでは、これより第64回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド案」について、説明は志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料1に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、本件の経緯でございますけれども、昨年9月29日の原子力規制委員会におきまして、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈を改正し、中深度処分に関する基準とその解釈を加えました。その際、中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドも制定しましたが、この審査ガイドには後日、ボーリングシナリオ等の保全措置を必要としない状態に移行する見通しの評価方法について内容を追加する旨の説明をさせていただきました。

また、令和2年9月30日の原子力規制委員会におきまして、日本原燃の廃棄物埋設事業変更許可申請に関する審査方針を原子力規制委員会にお諮りした際に、当該審査方針や審査経験を踏まえて、浅地中処分における廃止措置開始後の線量評価の審査に関するガイドを策定することとしました。

本日は、これらの原子力規制委員会に対して後日作成することを約束しました第二種廃棄物埋設に関する審査ガイドについて、現在ある中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドを改正し、第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドとして一つにまとめたものを作成しましたので、任意の意見募集にかけてよいか、お諮りするものでございます。

次に「改正案の主な内容」でございますけれども、まず、中深度処分に関しての保全の措置を必要としない状態に移行する見通しの評価方法の例を加えております。

具体的には通しページの3ページから別紙として審査ガイドの改正案の新旧対照表を添付させていただいておりますけれども、通しページの7ページの左側の改正後の欄のところに2.2.を追加しております。2.2.1.といたしまして、廃棄物埋設地と公衆の接近を仮定したシナリオによる評価方法と、通しページの10ページの2.2.2.としてボーリングシナリオによる評価方法を追加しております。これらはいずれも仮想的な設定に基づくシナリオに関するものでございまして、評価に当たって具体的な設定方法を例示したものでございます。

また、浅地中処分のピット処分及びトレンチ処分につきましても、保全の措置を必要としない状態に移行する見通しの評価方法の例を追加しております。

具体的には通しページの16ページから、3.1.としてピット処分及びトレンチ処分に係る廃棄物埋設地の保全の措置を必要としない状態に移行する見通しの評価方法を加えており、通しページの18ページに3.1.2.としまして、自然事象シナリオの評価方法の例、通しペー

ジの24ページに3.1.3.といたしまして、人為事象シナリオの評価方法の例を加えております。これらは自然事象シナリオ、人為事象シナリオを評価するに当たって、不確かさの大きい1000年後の地質環境、廃棄物埋設地及び生活環境の状態等を設定する必要があることから、日本原燃の廃棄物埋設事業変更許可の審査経験を踏まえ、これらの設定方法の考え方について示したものでございます。

通しページの1ページに戻っていただきまして、3. でございますけれども、このような別紙の中深度処分の埋設地に関するガイドの一部改正案につきまして、原子力規制委員会の御了承がいただけましたら、任意の意見募集にかけたいと考えております。

次に通しページの2ページの「4. 今後の予定」でございますけれども、本日、本審査ガイド案を意見募集にかけることにつきまして原子力規制委員会の御了承がいただけた場合には、明日から3月11日までの30日間の意見募集を行いまして、意見募集の結果と意見募集で寄せられた意見を踏まえて、審査ガイド改正案を修正したものを再度、原子力規制委員会にお諮りさせていただくことを考えております。

また、関連情報でございますけれども、現在、中深度処分の規制基準のうち主なものに関する考え方の背景や根拠等を記載した解説を「NRA技術ノート」として取りまとめを行っております。本件審査ガイドの改正内容も「NRA技術ノート」に含めて、令和4年度第1四半期中に公開する予定としております。

私からの説明は以上です。御審議、よろしく申し上げます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

今、説明があったとおり、中深度処分については昨年9月29日に開催した規則解釈に定められておる公衆の接近を仮定したシナリオ、濃度制限シナリオ、またボーリングシナリオについて審査ガイドに落とし込んだところであり、ピット処分、トレンチ処分については、自然事象シナリオ、人為事象シナリオの評価方法の例が示されているところだと理解いたします。

一方、中深度処分について、自然事象シナリオといいたいまいしょうか、設計プロセスのことは書かれていないのですが、これは今後、事業者から申請というか説明があったときに考えるということによろしいのでしょうか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

田中委員のおっしゃるとおりで、令和2年1月に星取り表を作って、今定めるもの、今後定めるべきものを整理したときに、設計プロセスについての審査ガイドについては今後、立地候補地点とか詳細な設計が出てきてからということになっています。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

基本的にこれまで議論してきたことをガイドに落とし込んでいただいたと思っていますけれども、評価の期間を1000年、けれども1000年を超えるところでピークが出る場合もそれが著しく高い線量をもたらさないことは確認するということなのですが、その辺の話が22ページから23ページ辺りに書いてあるのですけれども、1000年の範囲内で行う評価と1000年を超えてピークが出る場合の評価の違いを説明していただけますか。

○大塚原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全審査専門職

核燃料施設審査部門の大塚でございます。

1000年までの間にピークが出る場合の評価というのは、最も可能性の高い自然事象シナリオ、最も厳しい自然事象シナリオで、パラメータの設定を最も可能性が高い設定と厳しい設定でそれぞれ評価をして、基準線量を満たせばよしとするという考え方でございます。

他方、1000年を超えたところにピークが出る場合の評価というのは、1000年以降になりますとどうしても非常に不確かさが大きくなってきますので、その状態で何をもって確からしいとするかというのが非常に難しくなってくるということで、1000年以降にピークが出る場合においては、まず、最も可能性が高い自然事象シナリオについては、1000年以前にピークが出る場合の最も厳しい設定で評価をして、 $10\ \mu\text{Sv}$ のオーダーであればよしとする。他方、最も厳しいシナリオについては、バリア機能が著しく劣化したような状態を想定して評価を行って、 $100\ \mu\text{Sv}/\text{年}$ のオーダーを超えなければよしとするというように、1000年を超えると不確かさが大きくなることを考慮して、扱いを少し変えてございます。

○伴委員

つまり、1000年を超えるところでピークが出る場合は、更に条件を厳しくした評価を行って、ただ、 $10\ \mu$ 、 $300\ \mu$ という数字ではなくて、オーダーとしてそれを著しく上回ることがないように、オーダーが同じであることを確認するという考え方ですね。

○大塚原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全審査専門職

核燃料施設審査部門の大塚でございます。

今、伴委員がおっしゃったように、そのような考え方でございます。

○伴委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

私は、そもそもタイトルなのだけれども、まず第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドとあるのだけれども、これまでも議論してきたトレンチ処分、ピット処分に関して言えば、埋設後の線量評価についてのものを取り込んでいるわけです。名前が中身を表しているかということなのです。

もちろんこれから先、L1（低レベル放射性廃棄物のうち放射性レベルの比較的高い廃棄物）なんかに関して言えば足していく部分が出てくるのだらうと思うのです。それは具体的な申請等があったときの施設等について。

それから、もう一つ続けて言ってしまうと、別紙で改正するというものなのだけれども、中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの改正ではないですね。中深度処分の改正と、ピット処分、トレンチ処分に関するものを合わせて二種埋（第二種廃棄物埋設施設）としてガイドを置きますという話だから、中深度処分のガイドを改正しますというのもミスリードなのです。やろうとしていることの部分は表しているけれども、全体は表していないのです。

情報の発信の仕方、中をしっかりと読めば分かるのだけれども、後からトレーサビリティとかいろいろなことを考えたときに、これは中深度処分のガイドの改正ですと言うのは、私は間違いだと思っています。

それから、ガイドの名前は本当に第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドなのだろうか。線量評価も埋設地に関するガイドだと言えればそれまでかもしれないけれども、埋設後の線量評価は埋設地に関する話と捉えるべきなのか。埋設地というのは条件の一つであって、線量評価のやり方を押さえているのであれば、第二種廃棄物埋設に関する審査ガイドでは何でいけないのですか。

前田調整官。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

更田委員長がおっしゃったように、現行のガイドにある例えば火山とか断層とかは、許可基準規則解釈第12条の中深度処分に係る廃棄物埋設地に関する規定です。同じく第12条の廃棄物埋設地に関する規定の中にシナリオ評価についても入っているので、許可基準規則解釈のタイトルに沿うと廃棄物埋設地ということになります。

浅地中処分についても、第13条に廃棄物埋設地というのがあって、その中にシナリオが入っていますので、規則解釈のタイトルに沿った形のガイドということにしております。

○更田委員長

すみません、不謹慎にも笑ってしまった。要するに規則解釈でそう書いてしまったという話なのだけれども、書いてしまったことが中身を表していないのではないかという質問なので、そうではあるのだけれども、そう書いてありますという答えなのです。

でも、そもそも第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関するというのは意味が分からなくないですか。そうすると、第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地以外に関する審査ガイドというものが置かれるということですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

今のところは、策定する予定はございません。

○更田委員長

そうすると、廃棄物埋設地というのは何であるのですか。

櫻田技監。

○櫻田原子力規制技監

規制技監の櫻田でございます。

ここは私と事務局の間で議論をしたところでありまして、裸で埋設の審査ガイドだと言うと、中深度については、我々が今のところ定めている基準というのは埋設地に関するものだけであって、坑道とか地上施設については基準を定めていないので、そこも含めたものだという誤解を呼ぶのではないかという問題意識で、このようにしたらどうかということとを議論しました。

○更田委員長

最初からそう答えてもらうと分かりやすかったです。要するに、まだL1の地上施設がないからだという意味ですね。

結局、行為ベースではなくて施設ベースの許認可。行為も含むことは含むのだけれども、基本的に最初の許可の対象となるものは、埋設地であったり何々施設という考え方の方が頭にあるので、そうするとL1からL3（低レベル放射性廃棄物のうち放射性レベルの極めて低い廃棄物）に相当するものの埋設という行為そのものというよりは、埋設地であったりという理解ですね。

第二種廃棄物埋設地という言葉はないのですね。

第二種廃棄物の埋設地に関する審査ガイドではまずいわけですか。第二種廃棄物という言葉はありますよね。第二種廃棄物の埋設地に関する審査ガイドではまずいですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

まずくはないと思います。

○更田委員長

というのは、第二種廃棄物の埋設地に関する審査ガイドだと、廃棄物と埋設がそれぞれ1回出てくるのですけれども、元の案だと埋設が2回、廃棄物が2回出てくるという、いかにも気色が悪いということなのですが、前田調整官、どうぞ。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

前田です。

第二種廃棄物というのは法律上、廃棄物のことを指しますので、その埋設地と言うと私は違和感があります。第二種廃棄物埋設施設の中に埋設地とその附属施設がありますので。

○更田委員長

今の前田調整官のことはよく分かります。

そうすると、第二種廃棄物埋設の埋設地だと、埋設の埋設になるのですね。余計気持ち悪いかもしれないですね。

意図は分かった。結局、L1において地上施設についてのところがこれから足されるから、そうすると地上施設が足されるようになったら、そのときになって埋設地が消えますということなのですね。

ただ、どちらが好ましいのだろう。まだこの部分に関しては記していないからということに気になっているのだろうと思うのだけれども、これについては追って加えることが明確になっているのであれば、そもそも第二種廃棄物埋設に関する審査ガイドでいいわけですね。これはそんなに気にすることなのですか。

長官、どうぞ。

○荻野長官

原子力規制庁の荻野です

更田委員長が冒頭、中深度処分のガイドの改正という形でやるのがいいのかと言ったこととも関連するのですけれども、もちろん名前だからどうでもいいということもありますし、全法典みたいな法典を作ってもいいので、刻み方はもちろん最終的にはどうやってもできるのですけれども、おっしゃるようなトレーサビリティとか一つのまとまりとしてどう表すのがいいのかということの御判断だと思います。

例えば我々の事務的な検討で言えば、現に中深度のガイドがあって、それに関連する法律的には同じ種類と区別される二種埋のものがあるので、その座敷を広げる形で名前も変えて一部改正でやるのが事務方にとっては割と分かりやすいというか、それが一種のトレーサビリティだと思っていたのですけれども、先ほど更田委員長からそれは逆に分かりにくいのではないかというお話もあって、そういうことであろうと思って、先ほど櫻田が申しましたように、廃棄物埋設地というのはある空間を表すやや特殊な言葉なのですけれども、そういうものについての審査のガイドだということを言った方が分かりやすいかなと、立案側は思っていたということです。

そこは最終的には何をもって分かりやすいと思うかということなので、決定的な決め手はもちろんないのですけれども、両方の考え方が当然あり得るのだろうと思います。

○更田委員長

前田調整官が先ほど言った語感に従うと、ガイド面については仕方がないかと思ったのです。第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドで仕方がないかなと。というのは、結局「第二種廃棄物の」で言うとおかしくなるということです。ガイド面はいいとして、あとは何々の改正についてとなるときに、私はこれをL1の審査ガイドの一部改正という名前で出すのは、いかにもミスリードだなと。というのは、改正案にはL1ではなくてL2（低レベル放射性廃棄物のうち放射性レベルの比較的低い廃棄物）、L3が含まれているという意味においてです。

ただ、これは手続ですね。だから、発信の仕方です。この改正にはL2、L3もというところなのだろう。だから、この別紙の書き方の問題なのです。

どうぞ。



○荻野長官

非常にこだわるのであれば、一部改正ではなくて廃止、制定をするとか、全部改正をするとかということで、ガイドの改正形式として分からせるような形にしてやるということはもちろんあるのですけれども、そこまで時間がなかったのです。

○更田委員長

余り長々議論するような話でもないだろうから、二者択一にしてしまおうと思います。

5ページを見ていただくと新設の部分が随分あって、新設の部分というのは廃棄物埋設地の構造、設備等と書かれていて、それはL1に関するものです。それから、L2、L3、ピット処分やトレンチ処分に関してもずっと新設が並んでいるのです。そういうことから考えたら、これを原案のように中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの一部改正という形で捉えるのか、それとも第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの制定というのは、元になったものはこれですというだけのことから。

何か御意見はありますか。

前者という方。

後者という方。

○田中委員

後者にするときには、これの撤廃と何とかということにしないといけないのですか。

○荻野長官

原子力規制庁の荻野です。

そういう形を取るか、取らないかということです。ですから、一部改正にしても結局出来上がりは大きいものになるのですけれども、この改正のときにそれを一部改正と呼ぶのがいいのか、改正と呼ぶのがいいのか、そこは原子力規制委員会としての一つの意思表示ではあると思いますので、決めていただくこととなります。

○更田委員長

私としては、これは中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイド、既にあったものを基に第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイドを定めるものだと思います。

御異論はありますか。よろしいですか。

何かそごがありますか。

○荻野長官

割とすぐにはできると思うのですけれども、改正形式を改めましてということですね。

○更田委員長

これはすぐにできないのですか。手続が大変なのですか。

○荻野長官

パブコメ（パブリックコメント）にかける案の構造が変わりますので、それはできないです。

○更田委員長

構造というのは。

○荻野長官

要するに、一部改正であるのか、全部改正であるのか。

○更田委員長

この別紙が変わるだけではないのですか。

○荻野長官

新旧の線が要らなくなるとか、正に改正というのはそういうものなので、その形についておこだわりになるかということ。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

内容に関することは今、議論にはなっていないと思うのです。形式の問題でありまして、これは事務局が一生懸命考えて、こういう形でガイド案を作ってきたわけですから、私は形式はこのままでいいと思います。

○更田委員長

私はもはや事務局が何を言っているのか理解できない状態になっているので、もうどうでもいいになってしまっているのだけれども、石渡委員に賛同してしまうと手っ取り早いのですが、これをL1の改正と言うのかという思いは残ります。

○荻野長官

事務局の荻野でございます。

おっしゃる面はあるのですけれども、要するに事務的に言えばその方が、新旧対照表で何が元のを生かして、何が付け加わったかが分かる形になる、そういう意味で非常に飛躍的な発展なのかもしれませんが、経緯は追えるということですよ。

○更田委員長

提案ですけれども、私は追加の作業が何だかんだと、要するに石渡委員の言われるように中身の話ではないので、ただし、別紙の中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドの一部改正についてというのは、中身をはばかりのものであると思うので、中深度処分の廃棄物埋設に関する審査ガイドの一部改正による何々ガイドと名称が変わっているのだから、何かここを工夫するだけで対処できないのですか。

○荻野長官

更田委員長の御趣旨をお伺いしたいのですけれども、一部改正ではないということを示す必要があるということですか。

○更田委員長

中身は中深度処分のガイドの一部改正では全くないわけです。一部改正は、それこそこの改正の一部なのです。

だって、中深度処分の審査ガイドが改正されましたといたら、その改正の中身は中深

度処分に係るものだと思うのが当然ではないですか。けれども、そうではありません。これは二種埋の話です。中深度処分だけではなくて、ピットの話もあります、トレンチの話もありますというのをこれから読み取れというのは、普通ではないと思います。

○荻野長官

荻野です。

そうであれば、少なくともこの別紙が改正文ですから、それを改める必要があると思います。

別紙を改めて、別紙を改めると当然、新旧方式ではなくなるので、別に実質的な作業が何時間も掛かるとは思いませんけれども、パブコメにかける資料を整える必要があるので、5分、10分の話ではないと思います。

○更田委員長

採決しましょう。

このままの形式でよいという方、挙手してください。

(賛成者3名挙手)

○更田委員長

多数意見が形成されましたので、私の意見は否定されたということで、前へ進めてください。

ほかによろしいですか。

それでは、二つ目の議題「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド案」について、同じく志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、本件の経緯でございますけれども、昨年、令和3年9月1日の原子力規制委員会におきまして、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づき各原子力施設に係る事業規則等に定められている廃止措置の終了確認の基準のうち、「廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該施設に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること」を判断するための具体的な基準に関する検討範囲及びその主な検討事項を整理し、原子力規制委員会の了承を得ました。

本日は、令和3年9月1日の原子力規制委員会です承いただきました検討範囲及び主な検討事項を踏まえまして、「廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該施設に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること」を判定する際に用いることができる判定方法を例示したガイドの案を取りまとめましたので、これを任意のパブリックコメントにかけてもよろしいか、お諮りさせていただくものでございます。

次にガイドの内容でございますけれども、本ガイド案は作成に当たって前提を置いております。どのような前提かと申しますと、原子力施設の終了確認に関するこれまでの実績

や現在進められている廃止措置の状況を踏まえ、今後もほとんどのケースで、廃止措置対象施設の敷地土壌及び当該敷地の残存施設に、原子力事業等に由来する汚染がないもの、又は極めて少ない状況にあるものを対象として終了確認が行われるものと考えられます。このようなケースに適用することを前提としております。

また、本ガイドの適用範囲についても限定をしております。通しページの7ページの1. (2) に示させていただいておりますけれども、原子炉等規制法に基づき廃止する原子炉又は原子力事業について適用することができるものの、原子炉については、設置許可申請書に記載された最後の原子炉及びその附属施設である場合と、廃止措置の終了確認を受けた後、残存施設が同一の設置許可に属する他の原子炉に係る施設として利用されることがなく、かつ、廃止措置対象施設の敷地を設置許可申請書から除外しようとする場合に限定するとともに、東京電力福島第一原子力発電所に見られるようなフォールアウト等に由来する放射性物質により、施設や敷地土壌が有意な影響を受けているものについては、本ガイド案の適用の対象外とさせていただきたいと考えております。

次に本ガイド案の内容でございますけれども、通しページの7ページの「2. 敷地土壌の状況に係る判定方法」と、通しページの10ページの「3. 残存施設の状況に係る判定方法」が主な内容となります。

「2. 敷地土壌の状況に係る判定方法」のポイントとして挙げられるところを申し上げますと、事業由来汚染のおそれのない敷地土壌につきまして、廃止措置終了確認前の汚染状況調査の結果並びに汚染状況等に係る記録により、放射線障害防止の措置を必要としない状況にあることを判定する場合には、適切な方法により行われた放射線測定の結果を基に当該敷地土壌に放射線障害防止の措置を必要とする事業由来汚染がないことを明らかにされていることを確認することをもって、廃止対象施設の敷地に係る土壌が放射線による障害防止の措置を必要としない状況にあることと判定できる内容としております。

また、事業由来汚染がある敷地土壌につきましては、放射線障害防止の措置を必要としない状況にあることを判定する場合には、汚染状況調査の結果並びに汚染状況等に係る記録に基づきまして、事業由来汚染地域を設定し、事業由来汚染地域の土壌から事業由来汚染を適切に除去し、クリアランス測定及び評価の方法に準拠した方法により、事業由来汚染が除去された後の土壌中の放射性物質の平均放射能濃度がクリアランスレベルを超えていないことを確認することをもって、廃止措置対象施設の敷地に係る土壌が放射線による障害防止の措置を必要としない状況にあることと判定できる内容としております。

「3. 残存施設の状況に係る判定方法」につきましては、通しページの10ページに記載しております。ポイントといたしましては、廃止措置終了確認前までに行われた汚染状況の調査の結果並びに汚染状況等に係る記録に加えて、残存施設で管理区域であった区域及び放射性物質の漏えいの履歴がある区域について、適切な方法で放射線を測定した結果を基に、当該残存施設に放射線障害防止の措置を必要とする事業由来汚染がないことを明らかにされていることを確認することをもって、廃止措置対象施設の敷地に残存する施設

が放射線による障害防止の措置を必要としない状況にあることと判定できる内容としております。

このような本ガイド案につきまして原子力規制委員会の御了承がいただけましたら、明日から30日間の任意の意見募集を行い、意見募集の結果、寄せられた意見を踏まえて所要の修正をした上で、原子力規制委員会に意見募集の結果と本ガイドの修正案を再度お諮りし、最終的に本ガイドを決定するように進めたいと考えております。

また、本件に関連しまして、放射性物質の測定方法等に係る技術文書についても、令和5年度中に取りまとめる方向で作業を進めてまいります。

私からの説明は以上です。御審議をお願いします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

このサイト解放に関して以前、議論をして、防護基準の検討チームの中では、もう少し汚れている場合にどうするかというところまで議論したのですが、現にそういうところが直近に何か廃止措置をするような状況は考えにくいので、汚れていない、すなわち事業由来の汚染が出ていないところのみでいざらうという話だったと記憶しています。

その場合に、実際に1F（東京電力福島第一原子力発電所）事故等があるので、ほかのフォールアウトとかで汚染している場合には判定が非常に複雑になり得るので、今回それは除外するというのは、それでいいと思います。それはむしろケース・バイ・ケースで、今後そういう事態が生じたときにしかるべく考えるべきだと思います。

ただ、この中の基本的な考え方としては、まず事業由来の汚染が生じていない、少なくとも外を汚していないということを記録でもって確認をする、それが一番重要なポイントであって、記録で確認した上で念のため測定をしますと、考え方としてはそういうことですね。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

おっしゃるとおりでございます。

○伴委員

ただ、ちょっと敷地の中を汚してしまったとかという場合であっても、はつって取れるレベルであればよいではないかと。そのときの判断基準として、このクリアランスレベルを使おうということなのですから、これまでクリアランスの審査基準等を考えるときに、クリアランスレベルの適用範囲を広げてきたという経緯はありますけれども、今回明示的に土壌に対して適用しようとしています。その妥当性なのですから、クリアランスレベルが設定されたときのシナリオの考慮とかを考えたときに、それは妥当と考えられるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

IAEA（国際原子力機関）のクリアランスレベルを計算したときの考え方によると、食品とか飲用水を除く人工起源の放射性核種を含む全ての物質についてクリアランスレベルを求めるための計算というような考え方で決まっています。

ただ、全ての物質について、全ての考えられるシナリオについて考慮されたというわけではありませんで、代表的なシナリオについて考えられています。その中で、今御指摘のあった敷地土壌そのものの跡地利用みたいなものを想定したシナリオは考慮はされていません。ただ、例えばコンクリートガラとか焼却灰とか、そういったものを埋立処分した後に、その跡地に住んで直接線被ばくとか、農作物摂取による被ばくとか、そういったものは考慮されています。

その場合、希釈というのが考慮されていまして、ほかの非放射性廃棄物との混合による例えば10分の1とか2分の1といった希釈による効果も考慮されていて、敷地土壌の場合は必ずしもそういった希釈効果は想定されない場合も考えられるのですが、様々なシナリオをやって、現実的なシナリオと低確率のシナリオをやって、その結果に基づいて一番厳しい被ばく経路に基づいて、その結果を丸めた値がクリアランスレベルになっていますので、そういったことを考えますと、敷地土壌についても、土壌にクリアランスレベルを当てはめることで、規則基準で求めております放射線障害防止の措置を必要としない状況にあることの判定に当たっては、問題はないのではないかと我々としては考えているところです。

以上です。

○伴委員

ここで想定しているのは、敷地の中を広範囲に汚染しているような状況ではなくて、本当にスポット的にちょっとどこかを汚してしまったところを取り除いて、残ったレベルがどれぐらいかということを判定するので、今おっしゃったようなシナリオで十分カバーされるだろうという理解でいいですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

申し上げておりませんが、おっしゃるように広範に広がったそのクリアランスレベル相当の敷地土壌の汚染を想定したものではありませんので、一部ということも考えますと、おっしゃったとおり問題はないのではないかと考えております。

○伴委員

ありがとうございました。

○田中委員

今の伴委員の質問と若干絡むか分からないのだけれども、敷地土壌について汚染がある区域の適切な設定とか、事業由来汚染の適切な状況とか、残った土壌中の放射能濃度の測定と書いているのですけれども、これはどのような漏えい事象みたいなものを想定して作

ったことになるのですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

想定としては、例えば地下配管みたいなものがあって、そこから漏えいが検知された場合とか、あるいは操業中ではなくて廃止措置期間中に何らかの異常が起きて漏えいしてしまったとか、想定されるとしたらそういうことかなと考えております。

○田中委員

そのようなときに漏えいした放射性物質が余り遠くの方までずっと動いていないということも考えての話ですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

どれぐらい動くかというのは、化学形とか土壌の特性によっても異なりますけれども、ここでガイドが対象としている範囲は、広く浸透してしまって、極めて低いレベルにすることが難しいような状況は今回は対象外にしていますので、この対象にしている範囲でいうと、田中委員がおっしゃったようなものは想定したガイドではないです。

○石渡委員

ガイド案の通しの7ページのところに、適用範囲のなお書きがあって、フォールアウト由来の放射性物質により有意な影響を受けている場合には適用しないという文章があるのですけれども、例えば福島第一原子力発電所事故の結果として、周辺の原子力施設、福島第二とか東海、大洗、女川のようなところはある程度フォールアウトがあったわけですが、これは有意な影響を受けているということではないという理解でいいのですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

有意な影響の具体的な水準というのは決めるのも難しいですし、廃止措置に当たってはあらかじめ汚染状況調査が実施されますので、その際、フォールアウトがどれぐらいかということも検知、認知されると思いますので、実際に除去する必要があるかどうかは、その場その場での判断に委ねることが適当なのではないかと我々は考えております。

地域でくくるという考え方もあるのですけれども、例えばホットスポットがある、ないとか、実際に除染対象地域みたいなどころにあっても、操業期間中に除染がなされている場合もありますので、地域でくくるというのも余り適当ではないと考えますので、考え方を示しただけで、実際は現場で汚染状況調査に応じて事業者が判断をすることになるのだろうと思っています。

○石渡委員

要するに、調査の結果次第ということですね。

○更田委員長

ここはフォールアウトではなくてフォールアウト由来ですから、どこかのサイト解放をしたいとなった時点での話なので、当然減衰も含んだ話ですし、今の時点でこれを議論す

ることに恐らくほとんど意味がないです。来年、2F（東京電力福島第二原子力発電所）をサイト解放したいとかという話があれば別ですけれども、減衰を考慮した時点の話なのです。

そもそも原子力規制委員会としては、非常に率直に言うと、何でこれを今やっているのだろうという思いが多少あるのです。先ほどのものとは違って、どこもまだ。これはIRRS（総合規制評価サービス）で（判定の基準が）「無い」からと言われたので、その対応ということでやっているものです。そこが起源です。

論理からいうと、事業由来汚染という言葉の使い方にしてもいろいろ注文はあるのです。表紙の資料でいうと、事業由来汚染がないか、あるいは極めて少ない状況にあることを前提としてとってガイド案を策定しているのだけれども、ガイドの中で意識しているのは正に事業由来汚染なのです。表紙の論理の組み方が私にはちょっと不可解なところがあるのだけれども、それこそ実際の規制にどうというよりも、あらかじめ備えておくものがないということの指摘を受けて整えるものだとこのところを御理解いただきたいと思うのです。

この案を了承して、パブコメにかけるということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

三つ目の議題は「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討の進め方」、説明は古金谷室長から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁の古金谷でございます。

資料3でございますけれども、今、更田委員長から御紹介がありました議題です。

経緯のところを御説明しますが、8月に原子力規制委員会で昨年度の事業者防災訓練の結果の報告をした際に、今後の取組ということで、原子力事業者の緊急時対応の訓練のあり方、我々の評価、関与のあり方といったものを検討していくことが了承されまして、それを受けて半年ぐらい原子力規制庁の中でどういった現状なのか、課題としてどういったものがあるのかを整理してきまして、そういったものをベースに、今後、事業者と公開の場で検討を開始したいということでございまして、御了解いただければ公開の場での議論を開始したいというものでございます。

詳細は川崎の方から説明させていただきます。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室の川崎です。

我々の方で整理をした結果、見出された課題について、ざっと概要を説明させていただきます。詳細は別紙1に記載しておりますが、詳細説明は割愛させていただきます。

まず、原子力事業者の訓練に対する課題として、三つの点が挙げられております。偏り



のある事故シナリオというのは、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく訓練とか原災法（原子力災害対策特別措置法）に基づく訓練、いずれも同じようなシナリオを繰り返して行っている。そこで偏りのあるシナリオがあつて、もっと多様な事故シナリオに取り組むべきではないかといった課題でございます。

続いて訓練の重複につきましては、訓練につきましては炉規法と原災法いずれも要求をしており、同じ訓練を重複して行っていて、非効率になっている可能性があるといった課題でございます。

続いて緊急時対応組織の実効性についての課題ですが、訓練で行う事故シナリオに偏りがあることから、指揮者の対応について質、量ともに不足しているのではないかとといった課題でございます。

続いて規制の関与については、原災法に基づく事業者防災訓練などでは、原子力規制庁との情報共有に重きを置かれて評価を行っております。事故対応というのは、事故対応の中身の方が重要であるということから、こうした部分への原子力規制庁の関与のあり方について、改めて検討する必要があるのではないかといたことでございます。

次に「検査」と「評価」による関与ですけれども、検査グループと緊対室（緊急事案対策室）のいずれもその訓練に関与しております。それぞれの訓練を見ているわけですが、例えば一体的に「検査」と「評価」を行うといった運用面の工夫ができるのではないかといたことでございます。

最後、訓練への積極的関与なのですけれども、例えば検査官がブラインドで訓練開始を宣言して、その対応について確認をしていたり、検査官がマルファンクションを訓練の途中で設定するなど、より実効性のある訓練にするやり方があるのではないかといたことでございます。

こうした課題を事務局の方で検討しましたが、今後の対応としまして、まず、原子力安全に関する教育訓練について、原子力事業者と公開の場で意見交換を行いながら、こうした課題に対しての原子力事業者の問題意識、それらを受けた具体的な改善策を検討していきたいと思ひます。

改善策につきましては、必要に応じて原子力事業者の協力の下、モデルプラントを選定して試行を行うなど、その実現性の確認を行っていきたくて考えてございます。

核物質防護に係る教育訓練につきましても、原子力安全に関わるものの検討結果を踏まえつつ、両訓練の連携も含めて検討を進めたくて考えております。

これらの検討に当たっては、別紙2に示した検討体制を構築し、ATENA（原子力エネルギー協議会）を窓口として原子力事業者の参加を得たくて考えております。

この検討体制につきましては、必要に応じて庁内の研究部門の参加等も求めたくて考えてございます。

この検討につきましては、本日は承いただきましたら、早急に意見交換を開始し、検討状況を適宜原子力規制委員会に報告したいとて考えてございます。

具体的な改善案につきましては、まとまったものから順次、原子力規制委員会にお諮りし、了承を得た改善策の内容に応じて、関連の規則、ガイド、内規類の見直しを行っていききたいと思います。

以上、御審議をお願いいたします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

私も事業者防災訓練は、この3年ぐらいかなり頻繁に出席させていただいているのですが、やはり情報共有がメインの訓練になっているので、2種類の訓練というか、事故制圧の訓練も事業者自らやっておくということをしなないといけないのかなど。それにも当然、原子力規制庁、原子力規制委員会は関与して、能力評価はしないといけないのかもしれませんが、情報共有については評価のあり方を変えて訓練をしていただいた方が、いろいろなシナリオに取り組んだりとか、あるいは訓練に参加したことのない職員が事業者で参加してもらおうとか、そういうことが可能になってくるのではないかなど。利用を少し変えた方がいい。事業者同士の評価の比較とか経年変化とかということに重きを置いた評価にしてしまうと、どうしてもできる人だけが訓練に参加する、あるいはしやすいシナリオにしてしまうというところが出てくるかなど。

それから、事故制圧の事業者防災訓練がどのようにしたらいいのか、利用がどうなのかというのは、少し事業者の意見も聞きながら考えていただければと思います。訓練の仕方が2種類必要かなと思います。

私からは以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

私も、核燃料施設等の事業者防災訓練を横で見させていただいたりして、実用炉との違いがある。事業者の方もいろいろな苦勞をしているのだけれども、なかなかうまくいっていないところがあるかと思うのです。

ここを見ると、発電用原子炉施設での取組が中心と書いているのですがけれども、核燃料施設等についても反映されるものがあるかと思いますので、よろしく願います。

○更田委員長

よろしいですか。

これが何で議題になっているのかというのがそもそもあるのだけれども、事業者と協力して検討してねと言ったら、事業者とこのように検討しますというのが来て、これを了承と言うのだけれども、議題なんか立てずにさっさとやればいいのかと私は思いま

した。ただ、議題として立ってきたので、少しシナリオなり設定について申し上げたいところがあるのは、やはり今までは得意分野の訓練をやっているのです。原子力に携わっている人たちにとってなじみのあるシナリオの訓練。

火災をやってくださいとずっと言っているのです。結局どうしてもシナリオを選ぶときに、いわゆるランダム、昔は内的と言っている、今でも内的と言うかもしれないけれども、ランダムのPRA（確率論的リスク評価）で現れてくるFT（フォールトツリー）やET（イベントツリー）を眺めてという世界なのだけれども、火災。

もう一つは、ここに書かれていますけれども、炉規法と原災法でそれぞれというのがあるって、工夫の余地があると書かれているけれども、これは余り拙速に結論を出すものではないと思っています。原災法が求めているものと炉規法が求めているもの、本来はそれぞれの意義があったはずですから、効率化と言えば効率化なのかもしれないけれども、必ずしもそうではないと思っています。

訓練の工夫によっては、原災法で見ているような緩和みたいなものはどんどん足していくべきだろうとっていて、例えば2班構成にしてどちらが訓練をするか分からないようにするとか、あるいは訓練の当日、朝になったら指揮者を除くとか、より現実味のある訓練をしてもらいたいと思います。

ただ、冒頭に申し上げたように、そもそもこれは何を諮られているのかということ、どうぞというのが答えだと思うのですけれども、もちろん検討を進めてもらっていいですね。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題「バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について」、説明は大島課長から。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

資料4に基づきまして、説明させていただきます。

まず、概要のところを書いてございますけれども、バックフィットについて考え方を整理するというところで、何回か御議論いただいたところでございます。その上で、概要の中段以降に書いてありますけれども、規制上の判断の意図の明確化と予見性を高める、それから、検討の迅速さや周到さなどの面で判断の質を高めるといった観点から、過去のバックフィット等の事例につきまして、どのような判断に至ったのかということ进行分析、整理をして、今後の事案に対して準備をするということでも有益ではないかということを考えているところでございます。

具体的には2.以降でございます。これまで13件ほどバックフィット事例がございます。別紙1に書かせていただきました。これについては、それぞれの事案ごとにその重要性に応じて合理的な判断を重ねてきていただいたわけでございますけれども、当時の判断の過

程を振り返りまして、今後のバックフィットの判断のための枠組み作りを考えていきたいと思っております。

具体的に2ページ目に(1)から(4)まで書かせていただきましたけれども、これまでのバックフィットにつきましては、まず別紙2にあるとおり、バックフィットの運用に関する基本的考え方を作成していただきまして、それに従いまして幾つか特徴的な事例について書かせていただいております。

こういうことを踏まえまして、具体的には「3. 検討の進め方(案)」の「(1) 事例の分析」でございますけれども、13件ほどのバックフィットの事例における検討の過程を、各論点に対する判断の連鎖という形で記述していくようなイメージを考えてございます。具体的には参考1で、骨格的なものをイメージとしてつけさせていただきました。

この検討の中では、当然のことながら当時、記録上明確でないような論点とか判断についてもなるべく言語化していきたいと思っております。

事例分析に当たってどのような要素を考えていくのか、幾つか我々として少し考えておりますのは、矢羽で幾つか書かせていただいております。一つ、新知見をどのように認識したのか。また、施設の範囲でございます。三つ目の矢羽でございますけれども、安全上のリスクをどう認識して、緊急性をどう判断したのか。また、その際にグレーデッドアプローチの適用をどう考えたのか。3ページ目でございますけれども、規制手続の関係でどのように判断をしたのか。それから、事業者との関係でどのような対応をしているのか。そういったところの議論のプロセスとして、事業者との意見交換とか検討チームの設置がされてございます。最後、猶予期間の考え方がどうであったのか。このような点ではなかったかと思っております。

「(2) 考え方の整理」でございますけれども、今言いました論点につきまして、まずは複数の事例に共通するような判断のメルクマールのようなものがあるかどうかということをし検討させていただきたいと思っております。

最後、「4. 今後の予定」でございますけれども、今言いました事例分析につきまして、春をめどにそれまでの作業状況について一度報告をさせていただいて、御意見をいただいて、またその次の作業に進めたいと思っております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

私は事務局の提案に全面的に賛成ですけれども、まず、これまでの事例をレトロスペクティブに振り返って、何を考えたかという考え、そして判断に至るまでのプロセスを改めて明示する、みんなに見えるようにするのはものすごく重要なことだと思います。

この資料にも書かれてはいますが、今振り返ってみるともしかしたら別の判断もあ

り得たかもしれないというところは恐れずにやっていただきたいなど。決してこれまでの判断をディフェンドするような形できれいにまとめないでほしいと思います。

以上です。

○更田委員長

田中委員。

○田中委員

このような考え方、進め方でいいかと思えますけれども、1個、バックフィットを事案にしなかったものを含めて検討するということによろしいのですか。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

バックフィットしなかったという意味で言いますと、別紙1の一番最後、デジタル安全保護系の部分については、いわゆる規制基準を変えているわけではないので、狭義の意味でのバックフィットではないという判断もあるかもしれませんが、これ以外については、まず今、13件やらせていただいて、その上でどういうものがあったのかをまた考えていきたいと思っております。

○更田委員長

バックフィットしなかったものを特定するのは難しいだろうな。俎上にのぼったものは基本的にバックフィットしてきたので、多分それは難しいと思うのですが、もし関連があるとすると、これで申し上げようと思ったのは、12分の4ページ、通しの4ページを御覧いただいて、「これまでのバックフィット等の事例」という形で網羅されているかのようで、一番大きなものが抜けているのは、新規制基準適合性なのです。新規制基準に適合させない炉は運転を認めないという形でやっていて、あれこそ正にバックフィットなのです。ただ、元々許可を受けている炉に対して、後から作った基準に適合しないと動かさないとしたのはバックフィットなので、バックフィット事例の冒頭に出てくるのは新規制基準への適合だと私は思っている。

その中で、私たちが非常に苦しめられたのは東海再処理であって、あれは廃止措置の一環としてガラス固化を認めるという形を取ったけれども、それはイグゼンプションというか特例措置なので、ある種研究というか思考の対象、考えてみる対象だと思います。

もう一つは、「基準の改正を伴うもの」の中の下から2番目に火災感知器の設置要件の明確化に係る対応がある。これは今ではバックフィットだと捉えられているけれども、私はこれをバックフィットと呼ぶことに多少の抵抗があります。というのは、見解の相違だった。原子力規制委員会は元々そのつもりで要求していたのだけれども、事業者にそれが正しく伝わらなくて、私たちが思っているような対応が取られていなかったのもっとはっきり分かるように書き換えて、エンフォースした、要求したというもので、これはそもそもの意図からすると、私はバックフィットではない、最初からそのつもりでしたのです。こういったところはよく研究というか検討してもらいたいと思います。火災感知器

に関しては、これをバックフィットと捉えた方が丸く収まっている部分はあるのかもしれないけれども、私はこれに違和感を持っています。

紹介があったように、継続的な安全性向上に関する検討チームの中で考え方について議論はあったものの、手続上の明確さ、それから手順の踏み方の確からしさとか正しさとかについてまとまったものを検討チームで生んだわけではないので、改めて事務局に、当初検討チームを立ち上げる時にはその中でと思わなくもなかったのだけれども、やはりちょっと場が違うというところもあったので、そういった意味で、硬い言い方をすれば行政上の手続としての妥当性をより確かなものにするという形で、何らかの文書なり手順なりを定めてもらえばと思う一方で、千差万別で、最後は原子力規制委員会の判断になる部分があると思います。というのは、指標が明確化されているわけではない。例えばよくリスク評価と言うけれども、リスク評価はリスクの全体像を捉えるような技術には全くなっていない。それから、現行のリスク評価技術に基づいて判断しようとしたならば、どうしても共通要因故障に対しては特段の工学的判断が入ってくる。様々なものがあります。

ただし、こういったことについては言及しておくべき、明らかにしておくべきというようなものがそれぞれリストアップされていけば、原子力規制委員会の判断としても助かるのだらうと思います。

ほかによろしいですか。

石渡委員。

○石渡委員

今、更田委員長がおっしゃったようなお考えで言うと、例えば「基準の改正を伴うもの」の一番最後の震源を特定せずというの、元々規則にきちんといろいろな地震について検討しなさいということが書いてあったわけです。事業者がなかなかそれをやらなかったので、しょうがないから原子力規制庁の方で90地震ぐらい調べて、標準応答スペクトルというものを作ったという経緯がありますので、バックフィットと言えるかどうかというのは、定義を考えると難しい点があります。

いずれにしても規則の改正をしたことは事実ですので、取りあえずこれらの項目についてやっていただくということで結構だと思います。

○更田委員長

確かにおっしゃるように震源を特定せず策定する地震動については元から書かれている話だからバックフィットではないのだらうけれども、標準応答スペクトルを定めたということに関して言うと、バックフィットと呼べるかなというイメージです。そこら辺は精緻な議論をして、しっかりまとめてもらいたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

山中委員、どうぞ。

○山中委員

フローのようなものをきちんとまとめていただくというのは結構かなと思いますし、バ

ックフィットに関連するものを別紙1のようにまとめていただいて、更田委員長から東海再処理のような例外もあって、元々火災感知器なんていうものは規制基準に意図していたものだ。あるいは、石渡委員からあったように、震源を特定せずもそれに近いというような意見も出たので、一定の予見性を与えるために、判断基準のような、フローのようなものを定めておくことは大事なと思うのですけれども、それに余り縛られてしまうというか、がちがちのものを作ってしまうと、それがいいよみたいな話にならないようにしていただきたいなど。原子力規制委員会の判断で新知見は新知見でフロー関係なしに取り入れないといけないというような、飛び越えたものも必要かなとは思いますが。

これはコメントです。

○更田委員長

山中委員のおっしゃるとおりだと思います。程度の問題といえば程度の問題、事案ごとによる。どこにどう書いてあるか、俺はそんなことは知らない、誰が何と言おうとこんなものは駄目というのは今まであったようなセリフではあるのです。ただ、それはそれで程度問題でというところで、もちろん新たな知見や新たに得られたものの緊急度、重要度に正に依る。それから、先ほど申し上げたように明確な指標があるわけではない世界での判断なので、原子力規制委員会の判断を縛るようなものではないと思います。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

谷川専門職、これはいつまでにたたき台が出てくるのですか。

○谷川原子力規制部原子力規制企画課原子力規制専門職

原子力規制庁の谷川でございます。

春頃と書かせていただいています、ゴールデンウィークの前後あたりに経過報告ができるというかなと、そのぐらいで考えてございます。

○更田委員長

春というのはかなりアンビシャスかなと思うのですけれども、期待したいと思います。ありがとうございました。

五つ目の議題「原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との意見交換の進め方案」、同じく大島課長から。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

資料5「原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との意見交換の進め方案」についてでございます。

これまでCEO会議につきましては意見交換していただいておりますけれども、2.に書いておられますとおり、新型コロナウイルス感染対策ということで、これまで3回ほどウェブ会議システムを用いましたCEO会議を行っていただきましたけれども、結果として特に不

自由もなく、柔軟な会合の設定が可能になるという利点もあるのではないかと考えてございます。

以上のことから、3. にマル（○）を二つ書いてございますけれども、このような議題につきまして、今まで1時間半程度のCEO会議を行ってございましたけれども、時間を短くして機動的に開催をすることができるのではないかと御提案でございます。

また、この際、議題についても原子力事業者側からの提案も歓迎される場所ではないかと思っております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

このような方法で結構だと思いますし、事業者からの提案も重要かと思えます。

裏のページに「規制当局の関心事項」を書いてあるのですけれども、日本原燃の社長とかJAEA（日本原子力研究開発機構）の理事長なんかと意見交換していますから、その辺を絡めてもうちょっと別の観点での関心事項もあるかと思えます。

以上です。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

相手方は事業者のCEOあるいは設置者のCEOということで、こちら側と言ってはおかしいですけれども、規制委員、委員長の全員がそろわないとこういう会合はできませんよという、そういう縛りにしようということですね。ただ、頻度を上げると。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

そのとおりでございまして、今までCEO会議でやっている枠組みを変えるつもりではございません。

○更田委員長

裏についているのはCNO会議なのです。表で言っているのはCEO会議なのだけれども、CEO会議は大抵CNOが同席されますね。そこら辺もある程度機動的に考えればいいのではないかと。

それから、例えば5人そろわなければならないかどうかというところも考えた方がいいと思うのです。本当にウェブで集中的に裏に書かれているような話題をやるといったときに、5人そろってとなるかどうか。例えば1人が海外出張していたとしたらできないとか、あるいはどこかに行っていたらできないと考えるのもなんなので、それも含めて検討してもらって、まず案を作ってもらって、改めて議論をすればと思うのですが、いかがでしょうか。

片山次長。



○片山次長

次長の片山でございます。

方針を御了承いただけたら、まずは具体の例を作るというところをトライさせていただいて、実績を積み重ねながら、さらにバリエーションとかも考えていきたいと思えます。

○更田委員長

ただ、思うに本当にオンラインでもっとやればいいのかと思います。先方がオンラインで我々5人がここにそろってというケースも取るけれども、それももっと柔軟にやればいいと思っているのです。ですから、それぞれ執務室からやってもいいだろうしということではあると思えます。

では、進めてください。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。